

この保険に関するお問合せ窓口

一般的なお問い合わせ

この保険に関する一般的なお問い合わせ・相談等や、保険事故が発生した場合については、住宅保証機構または統括事務機関にご連絡ください。

(財) 住宅保証機構 03-3584-5748 [受付時間] 月～金 9:30 ～ 17:30 (祝日、12月29日～1月3日は除く)

ご意見・苦情など

この保険に関するご意見・苦情等については、住宅保証機構にご連絡ください。

(財) 住宅保証機構 相談室 : 03-3584-6442 [受付時間] 月～金 9:30 ～ 17:30 (祝日、12月29日～1月3日は除く)
大阪支所: 06-6228-7666

保険付住宅で…

保険付住宅について、住宅事業者と住宅取得者様との間でお困りのことが起こったら、(財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。お電話の際はお手元に保険付保証明書をご用意ください。(この保険の具体的な内容等に関するお問い合わせ等は除きます)

(財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 0120-276-500
[受付時間] 月～金 10:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)

統括事務機関

(財) 北海道建築指導センター …… 011-271-9980	(財) 滋賀県建築住宅センター …… 077-569-6501
(社) 青森県建築士会 …… 017-773-2878	(社) 京都府建築士会 …… 075-211-2877
(財) 岩手県建築住宅センター …… 019-623-4420	(財) 大阪住宅センター …… 06-6253-0239
(財) 宮城県建築住宅センター …… 022-265-3605	(財) 兵庫県住宅建築総合センター …… 078-252-0092
(財) 秋田県建築住宅センター …… 018-836-7851	(財) なら建築住宅センター …… 0742-27-3399
(株) 山形県建築サポートセンター …… 023-645-6600	(財) 和歌山県建築住宅防災センター …… 073-431-9220
(財) ふくしま建築住宅センター …… 024-573-0118	(財) 鳥取県建築住宅検査センター …… 0857-21-6702
(財) 茨城県建築センター …… 029-305-7300	(財) 島根県建築住宅センター …… 0852-26-4577
(財) 栃木県建設総合技術センター …… 028-626-3110	岡山県建築住宅センター(株) …… 086-227-3266
(財) 群馬県建設技術センター …… 027-251-6749	(株) 広島建築住宅センター …… 082-228-2220
(財) さいたま住宅検査センター …… 048-621-5118	(財) 山口県建築住宅センター …… 083-921-8722
(株) 千葉県建築住宅センター …… 043-222-0109	(社) 徳島県建築士会 …… 088-653-7570
(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター 03-5466-2474	(株) 香川県建築住宅センター …… 087-832-5270
(財) 神奈川県建築安全協会 …… 045-212-3956	(株) 愛媛県建築住宅センター …… 089-931-3336
(財) 新潟県建築住宅センター …… 025-283-0851	(社) 高知県建設技術公社 …… 088-850-4650
(財) 富山県建築住宅センター …… 076-439-0248	(財) 福岡県建築住宅センター …… 092-713-1496
(財) 石川県建築住宅総合センター …… 076-262-6543	(財) 佐賀県土木建築技術協会 …… 0952-41-1125
(財) 福井県建築住宅センター …… 0776-23-0457	(財) 長崎県住宅・建築総合センター …… 095-825-6944
(社) 山梨県建築士会 …… 055-237-6322	(財) 熊本県建築住宅センター …… 096-385-0771
(財) 長野県建築住宅センター …… 026-290-5070	(財) 大分県建築住宅センター …… 097-537-0300
(株) ぎふ建築住宅センター …… 058-275-9033	(財) 宮崎県建築住宅センター …… 0985-50-5586
(財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター 054-202-5574	(財) 鹿児島県住宅・建築総合センター …… 099-224-4548
(財) 愛知県建築住宅センター …… 052-264-4054	(財) 沖縄県建設技術センター …… 098-893-5611
(財) 三重県建設技術センター …… 059-229-5612	

保険取次店



住宅取得者のみなさまへ

「まもりすまい保険の概要」 住宅瑕疵担保責任保険（1号保険）



2009年7月版

財団法人住宅保証機構

この「まもりすまい保険の概要」は、住宅取得者様の住宅を建設または販売した事業者が加入する保険について、住宅取得者様に関わる重要な事項など、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険契約内容の詳細については、住宅事業者、住宅保証機構または事務機関等の保険取次店までお問い合わせください。



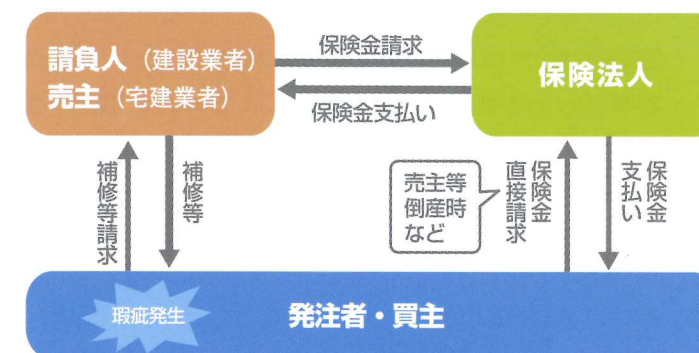
商品のしくみおよび内容など

1 商品の名称

住宅瑕疵担保責任保険 (1号保険)

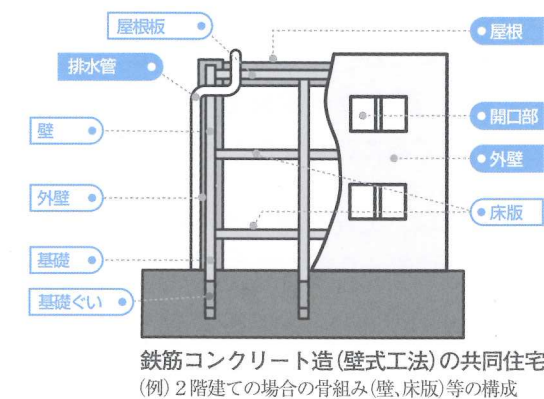
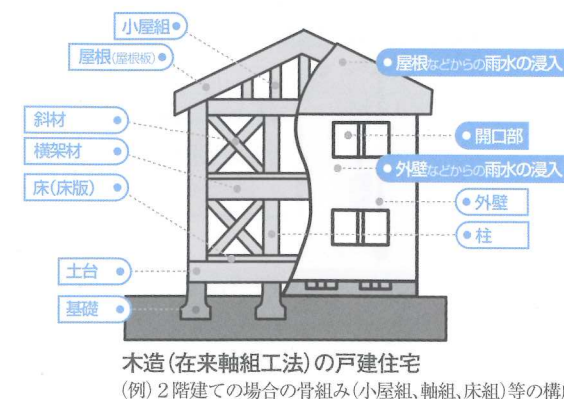
この保険は、住宅保証機構が「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づいて行うものです。

保険のしくみ



保険の対象となる 基本構造部分

住宅瑕疵担保履行法に基づき定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります。



2 保険金のお支払い

①保険金をお支払いする主な場合

○ 保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

- ・住宅の基本構造部分の瑕疵に起因して、基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合の保険事故において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合、住宅保証機構は、住宅事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者様に対して保険金をお支払いします。（住宅事業者が瑕疵担保責任を履行できる場合は、住宅事業者に保険金をお支払いします。）

○ お支払いする主な保険金は次のとおりです。

- ・保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接費用
- ・補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用
- ・仮住居・移転費用

②保険金をお支払いできない主な場合

○ 次に掲げる事由により生じた損害については、保険金を支払いません。

- ・洪水、台風等の自然変象または火災、落雷、爆発等の偶然または外来の事由
- ・土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- ・住宅の虫食いまたは瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗等の事由
- ・住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ・住宅の増築・改築・補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因となって生じた火災による焼損、損害、埋没、流出等の被害

○ 上記のほかにも保険金をお支払いできない場合がありますので、詳しくは、引渡し時に住宅事業者より交付される「**まもりすまい保険 契約内容のご案内**」をご覧ください。

3 保険期間（保険のご契約期間）

○ 保険責任は、原則として**住宅の引渡し日**に始まります。

○ 保険期間は、原則として**10年間**としますが、**保険の種類により異なります**。

4 保険金額等

①保険金支払限度額について

	一戸建住宅	共同住宅等
1 住宅あたり限度額	2,000 万円	2,000 万円
調査費用	1 住宅あたり／補修金額の 10% または 10 万円 のいずれか大きい額 ※ただし、調査費用の 実額 または 50 万円 のうち小さい方を限度	1 住棟あたり／補修金額の 10% または 10 万円 のいずれか大きい額 ※ただし、調査費用の 実額 または 200 万円 のうち小さい方を限度
仮住居・移転費用	1 住宅あたり 50 万円	1 住宅（1 住戸）あたり 50 万円

※ 一戸建住宅でオプション契約を選択した場合は変更となることがあります。

※ 上記の他、同一事業年度内に支払われる保険金の合計額にかかる限度額等が別途設定されています。

②免責金額（住宅取得者様の自己負担額）

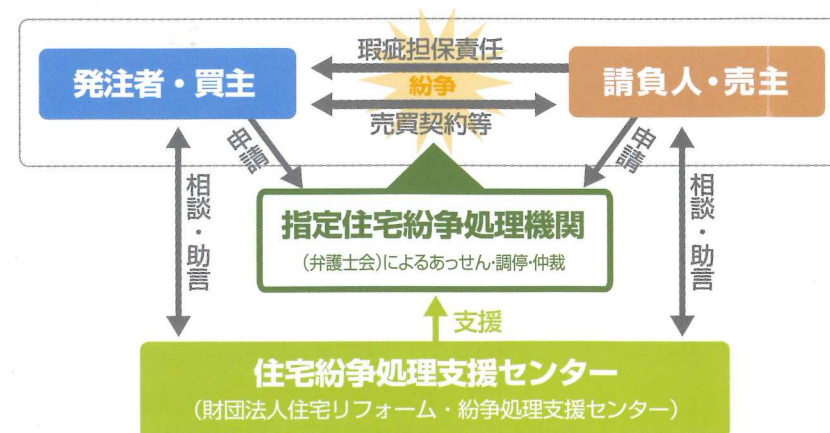
住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合で、住宅取得者様に保険金をお支払いする場合の支払保険金は、保険の対象となる損害の額から**免責金額（10 万円）**を引いた額となります。**免責金額（10 万円）**は住宅取得者様の**自己負担**となります。

紛争処理に関する事項

○ 住宅取得者様と住宅事業者との間に請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者の双方または一方からの申請により、紛争のあつせん、調停及び仲裁を指定住宅紛争処理機関に申し立てることができます。

○ 住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から意見照会または参加要請のあったときは、これに応じるとともに、紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。

保険付保住宅の紛争処理について



共同住宅等の場合の注意点

保険付保住宅が共同住宅等であり、かつ、1つの住棟に保険の対象とならない住戸があるときには、保険事故が発生した場合の保険金は、保険の対象となる損害の額に対し、全住戸に占める保険の対象となる住戸の占有面積による持分割合に応じて支払われます。

契約内容確認シート

住宅取得者の皆様は、ご契約の前に、必ず保険契約の内容をご確認の上、「保険契約内容確認シート」（3枚複写）にチェック及び署名又は記名押印をお願いします。

